

制定	2008 年 12 月 25 日	株 式 取 扱 規 程	社規 1－3
改正	2022 年 09 月 29 日		
施行	2022 年 10 月 01 日		
第 1 章 総 則 (目 的) 第 1 条 当会社の株主権の行使の手續その他株式に関する取扱いおよび手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下、「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第 10 条に基づき、この規程の定めるところによる。 (株主名簿管理人) 第 2 条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 第 2 章 株主名簿への記録等 (株主名簿への記録) 第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第 154 条第 3 項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。 2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の記録または変更を行うものとする。 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により行うものとする。 (株主名簿記載事項に係る届出) 第 4 条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。 (法人の代表者) 第 5 条 株主が法人であるときは、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。			
確認年月日			

(共有株主の代表)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主またはその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定めなければならない。

2 前項の常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所は、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなすものとする。

(登録株式質権者)

第10条 登録株式質権者には本章の規定を準用する。

第3章 株主確認

(株主確認)

第11条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下、「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。

2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。

3 代理人により請求等をする場合は、前二項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名、名称および住所の記載を要するものとする。

4 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第 4 章 株主権等の行使手続

(電子提供措置事項の書面交付請求および異議申述の方法)

第 12 条 会社法第 325 条の 5 第 1 項の規定により電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求するときおよび同条第 5 項の規定により異議を述べるときは、株主名簿管理人を通じて行うものとする。ただし、証券会社等および機構を通じて行うものについてはこの限りではない。

- 2 前項の請求または異議を株主名簿管理人を通じて行う場合、株主名簿管理人の定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使手続)

第 13 条 振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第 14 条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則の定めにより当会社が定める分量は次のとおりとする。

- (1) 提案の理由

各議案ごとに 400 字以内

- (2) 議案の要領

各議案ごとに 400 字以内

ただし、提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項は各候補者ごとに 400 字以内とする。

第 5 章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取請求の方法)

第 15 条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第 16 条 買取請求の買取単価は、買取請求が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- 2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第 17 条 当会社は、前条により算出された買取価格から第 20 条に規定する手数料を差し引いた額を、当会社が別途定める場合を除き、機構の定めるところにより買取価格が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

- 2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第18条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払、または、支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

第6章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第19条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第7章 手数料

(手数料)

第20条 第17条の単元未満株式買取請求に係る手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める。

第8章 総株主通知等の請求に係る正当な理由

(総株主通知の請求に係る正当な理由)

第21条 当会社が総株主通知を請求することができる場合として振替法第151条第8項に規定する正当な理由は以下のとおりとする。

- (1) 法令、上場規則、定款その他の規則（以下、「法令等」という。）に基づき株主に対して通知をするために必要なとき
- (2) 法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するため必要があるとき
- (3) 株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 本規程において定められた事由が生じたとき。

(情報提供請求に係る正当な理由)

第22条 当会社が情報提供請求をすることができる場合として振替法第277条に規定する正当な理由は以下のとおりとする。

- (1) 加入者の同意があるとき
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき
- (4) 当会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するため必要があるとき
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (6) 本規程において定められた事由が生じたとき。

附

則

1. この規程の変更は取締役会の決議によるものとする。
但し、法令、機構等規則、株主名簿管理人の口座管理事務取扱要領などの変更による本規程の変更は、取締役会の決議によらず、他の社規に準じて経営会議の決議で変更することができる。
2. この規程は2022年10月1日より施行する。

改正履歴

2022年9月29日改正 ・第12条を新設、以降条数繰り下げ

単元未満株式の買取手数料に関する定め

株式取扱規程第20条の別途定める金額は、以下の算式により1単元当りの金額を算定し、これを買収した単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式) 株式取扱規程第16条に定める1株当りの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち、

100万円以下の金額につき	1. 150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0. 900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0. 700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0. 575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0. 375%

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる)

ただし、1単元当りの算定金額が2,500円に満たない場合には2,500円とする。

付 則

1. この別紙の定めの変更は、管理本部長の承認により行う。
2. この定めは、2022年10月1日より施行する。

第 21 条、第 22 条における「正当な理由」の制限に関する定め

2014年11月25日改正「総株主通知等の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針」（以下、「解釈指針」という。）に基づき、本規程第21条および第22条における「正当な理由」に係る制限について、ここに補完するものである。

1. 第21条、第22条の定めにかかわらず、次に掲げる場合には、「正当な理由」は認められず、当会社は、総株主通知の請求をすることができない。
 - (1) 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。
 - (2) 犯罪目的を有するとき。
 - (3) 公序良俗に反するとき。
 - (4) 第三者への漏えいを目的とするとき。
 - (5) 株主に対する営業行為を行う目的であるとき。
 - (6) 当会社の役職員の個人的目的その他当会社の事業と無関係の目的であるとき。